

高 第 1011 号の 7
令和 2 年 5 月 21 日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

緊急事態宣言解除後における新型コロナウイルス感染防止対策
の再徹底等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県については、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 32 条に基づく「緊急事態宣言」が解除されましたが、今後も新たな新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、感染が拡大するおそれが多分にあることを念頭に置いて、引き続き、感染防止の取組を継続する必要があります。

このため、県では、5 月 22 日から 31 日までを実施期間として、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を別添のとおり改定いたしました。

全ての各高齢者福祉施設・介護サービス事業所におかれましては、「緊急事態宣言」解除後につきましても、引き続き、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、利用者や職員の健康管理の徹底、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避等、厚生労働省事務連絡等に基づく感染防止対策を厳重に取り組みながら介護サービスの提供を継続していただきますよう改めてお願いいたします。

また、本対処方針に基づき、上述に加えて、下記のとおり留意点等をお示します。御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 通所又は短期入所の介護サービス事業所に対して、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づく緊急事態宣言の発令に伴って実施する緊急事態措置について」（令和 2 年 4 月 8 日高第 1011 号の 3）の 2 及び 3 で

示した内容については、継続を基本とすること。

ただし、家族での介護が可能である等、サービスを利用しなくても居宅等で生活することが可能な利用者について、可能な限りのサービス利用の自粛は継続するが、自粛は利用者本人等の希望や状況等に基づき、利用者本人等において判断いただくものとし、県からの要請として、介護サービス事業所から利用者に対して利用自粛の協力を求めることはしないものであること。

なお、サービス利用の自粛が長期化する等により、利用者等の心身への負担や影響も懸念されることから、介護サービス事業所で上記通知の2で示したような「利用の自粛」の協力を求める場合には、本人等の希望や状況等も十分に勘案し、過度な無理が生じないように留意いただきたいこと。

- 2 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月21日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、引き続き、高齢者施設等において、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきことが記載されており、入所施設等で面会を実施する場合は、面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避ける等の工夫をいただきたいこと。

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系 ：2950、2951、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--